

介護予防訪問看護サービス
訪問看護サービス
契約書
(介護保険)

利用者： _____ 様

事業者：訪問看護ステーションはとり _____

様（以下、「利用者」といいます）と、合同会社H I Tの営む訪問看護ステーションはとり（以下、「事業者」といいます）は、利用者が事業者から提供される訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」といいます）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」といいます）を締結します。

第1条 （契約の目的）

1. 事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供します。
2. 事業者は、利用者に対し、希望があった場合に応じて、在宅での看取りの援助のサービスを提供します。
3. それぞれのサービス内容の詳細は、重要事項説明書に記載の通りです。

第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は 契約締結日から、利用者の要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日まで、若しくは第11条に基づく契約の終了まで、本契約の定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問看護のサービスを利用できるものとします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の7日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 （訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画（以下、「訪問看護計画」といいます）を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 （主治医との関係）

1. 事業者は主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
2. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
3. 事業者は、利用者の病状および心身の状態について、定期に主治の医師に指定訪問看護の提供の継続の要否を相談します。
4. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。
5. 「訪問看護指示書」等の作成費用について、利用者が負担するものとします。

第5条 （関係機関との連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6条 （介護保険給付対象の訪問看護サービスの内容）

1. 健康状態の観察（血圧・体温等の測定、病状の観察など）
2. 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
3. 服薬支援
4. カテーテル類の管理・褥瘡の処置・点滴など医師の指示に基づいての看護

5. 認知症患者の看護・相談
6. 在宅リハビリテーション看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. 生活用具や在宅サービス利用、社会資源の活用などについての相談
9. 終末期の看護
10. 精神科訪問看護

第7条 （介護保険給付対象外の訪問看護サービスの内容）

1. 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する訪問看護サービスを提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は私的利用契約訪問看護サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前第1項及び第2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

第8条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を所定の書面に記録し、利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施の記録を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施の記録を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかる第2項のサービス実施の記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については実費相当額を利用者またはその家族が支払います。

第9条 （料金の支払い）

1. 利用者は、第6条に定めるサービスについて、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金のうち、自己負担割合分を事業所に支払うものとします。
2. 第7条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
3. 前第1項及び第2項に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、利用者はこれを翌月下旬に原則として銀行口座自動引き落としで支払うものとします。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第10条 （料金の変更）

1. 第9条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し契約を解約できます。

第11条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、事業者やサービス提供の従事者の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等、利用者に対して訪問看護を提供継続することが著しく困難になった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第12条 （サービス提供の休止）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの提供が難しい場合は、日程、時間の調整、またはサービスの休止をさせて頂く場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの提供が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

第13条 （サービス利用のキャンセル）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用をキャンセルすることができます。
2. 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスのキャンセルを希望した場合は、事業者は利用者に対して、所定のキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第9条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第14条 （秘密保持）

1. 事業者および従業員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者および従業員は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前第1項及び第2項に関わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第15条 （賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第16条 （身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第17条 （協議義務）

1. 事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。
2. 利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第18条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第19条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【利用者】

住 所 静岡市

氏 名 ⑩

署名代行者（家族または代理人）

住 所 静岡市

氏 名 ⑩

【事業者】

静岡市葵区千代一丁目5番10-3号

合同会社 HIT

代表社員 望月 公成 ⑩

【事業所】

静岡市葵区羽鳥三丁目5番12号 メゾンリメイラ105号室

訪問看護ステーションはとり

管理者 米沢 美和

静岡市指定 第2264290590号

重要事項説明書

(指定訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者（法人）の概要

法人名	合同会社 H I T
本店所在地	〒421-1212 静岡県葵区千代一丁目5番10-3号
代表者（職名・氏名）	代表社員 望月 公成
電話番号	054-294-8866

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所 令和2年8月1日指定 指定介護予防訪問看護事業所 令和2年8月1日指定 静岡市 第2264290590号		
事業所名	訪問看護ステーションはとり		
所在地	〒421-1215 静岡県葵区羽鳥三丁目5-12 メゾンリメイラ105号室		
電話番号	054-294-8106	FAX 番号	054-294-8107
管理者	米沢 美和		
サービス提供地域	静岡県葵区・駿河区の一部（ステーションから概ね車で片道20分以内） ※但し、旧梅ヶ島村、旧玉川村、旧井川村、旧大川村、旧大河内村、旧清沢村、旧美和村、旧服織村、旧南藁科村、旧中藁科村を除く）		

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人員配置
管理者（看護師）	業務の管理を一元的に行います。	常勤 1名
看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書に従い、利用者様の状態に合わせ必要に応じたサービスを提供します。	常勤 3名 非常勤 1名
理学療法士	利用者様の心身の状態に合わせたリハビリテーションを提供します。（理学療法士等による訪問看護は、看護職員の代わりに行います）	常勤 4名 非常勤 名
作業療法士		
言語聴覚士		
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	兼務 2名

4. 営業日および営業時間

営業日	平日：月曜日から金曜日まで 午前9時～午後5時まで
定休日	土日祝、及び年末年始（12/29～1/3）

※緊急時訪問看護加算の対象者については24時間対応致します。

5. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護及び介護予防訪問看護（以下、「指定訪問看護」といいます）の実施にあたっては、主治医の指示のもと、要介護状態にあって居宅において介護を受ける利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・改善を図るとともに、在宅医療を推進し、在宅療養が継続できるよう支援します。

- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図り、地域医療に貢献します。

6. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温等の測定、病状の観察など）
- (2) 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3) 服薬支援
- (4) カテーテル類の管理・褥瘡の処置・点滴など医師の指示に基づいての看護
- (5) 認知症患者の看護・相談
- (6) 在宅リハビリテーション看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) 生活用具や在宅サービス利用、社会資源の活用などについての相談
- (9) 終末期の看護
- (10) 精神科訪問看護

7. 訪問看護を提供する担当者

訪問看護を提供する担当者は事業者が決定し、必要に応じて変更します。担当者を変更する場合は事前にお知らせします。担当者に関して利用者からご希望があった場合でも、そのご希望に沿えないことがあります。

8. 訪問看護から行く理学療法士等によるリハビリテーションについて

- (1) 利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」について共同作成の義務があります。
- (2) 「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であることをご承知いただいた上でサービスを提供させていただきます。

9. サービス利用料および加算

【介護保険での訪問看護サービスに係る料金】

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での単位数は以下の通りとなります。静岡市は「6級地」であるため、利用単位数に10.42円（単位数単価）をかけた額の自己負担割合分が利用料金となります。

■共通サービス

○看護師が訪問する場合

時 間	介 護	予 防
20 分未満 ※1	3 1 4 単位	3 0 3 単位
30 分未満	4 7 1 単位	4 5 1 単位
30 分以上 1 時間未満	8 2 3 単位	7 9 4 単位
1 時間以上 1 時間半未満	1, 1 2 8 単位	1, 0 9 0 単位
※1 [20 分未満の算定要件] ご利用者に対し、看護師又は保健師が週 1 回以上 20 分以上の訪問を実施していること、ご利用者からの連絡に応じて、訪問看護を 24 時間行うことができる体制であること。		

○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問する場合

時 間	介 護	予 防
20 分	2 9 4 単位	2 8 4 単位
※（介護・予防共通）1 回あたりの訪問時間は 20 分以上です。 ※（介護・予防共通）1 週間に 6 回を限度に算定します（最大 120 分）。 ※（介護）1 日に 2 回を超えて訪問看護を行う場合は、1 回につき所定単位数に 90/100 を乗じた単位数で算定します。 ※（予防）1 日に 2 回を超えて訪問看護を行う場合は、1 回につき所定単位数に 50/100 を乗じた単位数で算定します。 ※（予防）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する介護予防訪問看護の利用が 12 月を超える場合は、介護予防訪問看護費から 5 単位減算します。		

○訪問時間帯に伴う加算

夜間・早朝加算	午前 6 時～午前 8 時まで、または午後 6 時から午後 10 時までサービスを行った場合、基本単位数に 25% が加算されます。
深夜加算	午後 10 時～午前 6 時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に 50% が加算されます。

○複数名で訪問した場合の加算

ご利用者およびご家族の同意を得た上で、下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等もしくは看護補助者が 1 人のご利用者に訪問看護を行った時に 1 回につき以下の単位数が所定単位数に加算されます。

- ①利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合。

複数名訪問加算(Ⅰ)…同時に 2 人の看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士が訪問看護を行った場合

複数名訪問加算(Ⅱ)…看護師等と看護補助者が訪問看護を行った場合

加算の種類	所要時間 30 分未満	所要時間 30 分以上
複数名訪問加算(Ⅰ)	2 5 4 単位	4 0 2 単位
複数名訪問加算(Ⅱ)	2 0 1 単位	3 1 7 単位

■加算対象サービス

○区分支給限度基準額内加算

初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合。 初回訪問を行った月のみ算定。	病院等から退院した日に初回訪問した場合	当月のみ 350 単位
		退院した日の翌日以降に初回訪問した場合	当月のみ 300 単位
退院時共同指導加算	入院又は入所中の方に対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章にして提供した場合。		1 回あたり 600 単位 ※特別な管理を要する利用者は 2 回まで算定。

看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合（介護予防は対象外）。	1 月につき 250 単位
長時間訪問看護加算	「厚生労働大臣が定める状態」※2 にある利用者に対して、1 時間 30 分以上のサービスを提供した場合。	1 回につき 300 単位
（介護） 看護体制強化加算	後述の算定基準※3 のいずれにも適合する場合。	（Ⅰ）1 月につき 550 単位 （Ⅱ）1 月につき 200 単位
（予防） 看護体制強化加算	後述の算定基準※3 のいずれにも適合する場合。	1 月につき 100 単位

※2 「厚生労働大臣が定める状態」

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、
又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。
- ④真皮を越える褥瘡の状態。
- ④ 点滴注射を週 3 回以上行くと認められる状態。

※3 [看護体制強化加算の算定基準]

	訪問看護（要介護）		予防訪問看護（要支援）
	看護体制強化加算（Ⅰ）	看護体制強化加算（Ⅱ）	看護体制強化加算
算定日が属する月の前6月間において	① 指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 ② 指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 ③ 指定（介護予防）訪問看護の提供に当たる従業員に占める看護職員の割合が100分の60以上であること（令和5年3月までの経過措置期間あり）		
算定日が属する月の前12月間において	④ ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上	⑤ ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上	—

○区分支給限度基準額外加算

緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意のもと、24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制をとる場合。 以下の基準のすべてに適合する場合 1、利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある 2、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	1月につき 600単位
特別管理加算Ⅰ	厚生労働大臣の定める状態※2の ①に該当される利用者に計画的な管理を行った場合。	1月につき 500単位
特別管理加算Ⅱ	厚生労働大臣の定める状態※2の ②～⑤に該当される利用者に計画的な管理を行った場合。	1月につき 250単位
専門管理加算（ロ）	専門的な研修（特定行為研修）を受けた看護師が、サービス提供に関して計画的な管理を行った場合に算定。 下記基準※4に該当した場合	1月につき 250単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	重要事項説明書「2.事業所の概要」における「サービス提供地域」を超えて、サービスを提供した場合。	【共通サービス】 所定単位数の5%
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	死亡月 当月のみ 2,500単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	下記基準※5に適合した場合。	1回につき 6単位

サービス提供体制強化加算 (II)	下記基準※5 に適合した場合。	1 回につき 3 単位
介護職員等処遇改善 加算	介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境 整備 と賃金改善を目的とした加算。	利用サービスの総 単位数の 1.8%

※4 「専門管理加算（ロ）の算定基準」

【対象】 以下のいずれかに該当する行為

- ・ 気管カニューレの交換
- ・ 胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換
- ・ 膀胱ろうカテーテルの交換
- ・ 褥瘡もしくは慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ・ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・ 脱水症状に対する輸液による補正

【実施内容】

医師が交付した手順書に基づき、上記の看護師が利用者に計画的な管理を行う。

※5 「サービス提供体制強化加算の算定基準」 次の基準すべてに適合すること

訪問看護・予防訪問看護	
サービス提供体制強化加算（I）	サービス提供体制強化加算（II）
① すべての看護師ごとに研修計画を作成し、実施又は実施を予定していること。	
② 利用者情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項伝達、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	
③ すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	
④ 看護師等の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者が 100 分の 30 以上配置されていること。	⑤ 看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者が 100 分の 30 以上配置されていること。

■介護保険サービス対象外費用

○死後の処置及び死亡診断後の訪問看護サービスについて

- ① ご利用者・ご家族の希望により、死後の処置（エンゼルケア）を行った場合、亡くなられた後の処置と処置材料費込みで、下記料金を徴収いたします。

死後の処置費用	15,000 円
---------	----------

- ② 死亡診断後の訪問を行い、死後の処置を行わなかった場合、実費の訪問看護サービスとして、下記料金を徴収いたします。

死亡診断後の訪問	5,000 円
----------	---------

- ③ 上記費用に以下の営業時間外における訪問加算を徴収いたします。

平日	日中（8 時～18 時）	0 円
	早朝（5 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）	1,500 円
	深夜（22 時～翌日 5 時）	4,000 円

定休日	日中 (8時～18時)	2,000 円
	早朝 (5時～8時)・夜間 (18時～22時)	3,500 円
	深夜 (22時～翌日 5時)	6,000 円

○キャンセル料

訪問看護利用日の前営業日の午後 5 時まで	不要
訪問看護利用日の当日に連絡なく不在の場合	2,000 円

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いいたします。

ただし、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

○オプションサービス (自費訪問看護サービス)

自費での訪問看護のご利用も可能です。受診の同行等についても、別途ご相談ください。

① 自費訪問看護サービスの提供

- ・自費訪問看護サービスは利用者本人、家族、その他介護者の要請を受け、支払者の同意を受けた上で提供するサービスとなります。
- ・自費訪問看護サービスは介護・医療保険への請求外サービスであり、下記料金設定に基づいた金額を後日請求させていただきます。
- ・その他詳細の取決め事項については利用者様と当事業所の協議の上、決定致します。

② 自費訪問看護サービスの料金設定

2,000 円/15 分 (以降 15 分毎に 2,000 円が加算されます)

～15 分まで	15 分を超え 30 分まで	30 分を超え 45 分まで	45 分を超え 60 分まで	以降 15 分毎
2,000 円	4,000 円	6,000 円	8,000 円	2,000 円加算

③ 上記費用に以下の営業時間外における加算を徴収いたします。

平日	日中 (8時～18時)	0 円
	早朝 (5時～8時)・夜間 (18時～22時)	1,500 円
	深夜 (22時～翌日 5時)	4,000 円
定休日	日中 (8時～18時)	2,000 円
	早朝 (5時～8時)・夜間 (18時～22時)	3,500 円
	深夜 (22時～翌日 5時)	6,000 円

④ 自費訪問看護サービスにかかる諸経費の取扱い

- ・自費訪問看護サービスを提供することに伴う諸経費(物品、交通費、駐車場代等) はご利用者様負担となります。
- ・ご利用者様負担の上記交通費には、サービスが適用された場所から当事業所までの職員の交通費を含みます。

10. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく共通サービス及び加算対象サービスの利用者負担金は、別表「料金表」の通りになります。
- (2) この金額は、介護保険制度に基づく金額になります。
- (3) 介護保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 当月分の利用者負担金は、翌月 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引き落としとなります。

当事業所は銀行口座自動引き落としを次の業者に業務委託しています。

会社名	静銀経営コンサルティング株式会社
電 話	054-348-1491
住 所	静岡市清水区草薙北 2 番 1 号

11. 利用のキャンセル、変更、追加

- (1) 利用者の都合でサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の前営業日の午後 5 時までにご連絡ください。当日の連絡のないキャンセルは、2,000 円のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急事態など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。
- (2) サービス利用変更・追加の申し出に対して、看護職員等の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- (3) 台風・風雪水害・地震災害等の天災、または著しく天候が悪く、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスの提供を中止又は訪問時間を変更して実施する等、安全を優先して対応させて頂くことがあります。

12. 秘密保持

- (1) 事業者および従業員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- (2) 事業者および従業員は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 前第 1 項及び第 2 項に関らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

13. 相談窓口・苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

(1) 相談・苦情の受付

電話番号	054-294-8106	FAX 番号	054-294-8107
担当者	管理者 米沢 美和		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 管理者、担当者に引き継ぎます。		

(2) 行政機関その他苦情受付機関

静岡市役所 介護保険課	所 在 地：静岡市葵区追手町 5-1 電話番号：054-221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所 在 地：静岡市葵区春日 2 丁目 4-34 電話番号：054-253-5590

14. 訪問看護のご利用に当たっての留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねます。
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供はいたしかねます。
- (3) 看護師等は、本契約の「提供するサービスの内容」以外のサービスについてはお受け いたしかねます。
- (4) 看護師等に対する高価な物品や贈り物の授受、飲食等のおもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 看護師等に対し、看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為は行わないで下さい。
 - ① 暴力又は暴言その他の迷惑行為
 - ② 不快感を与える性的な言動

【事業所確認欄】

重要事項について文書を交付し、説明いたしました。

【事業者】

所在地 静岡市葵区千代一丁目5番10-3号

事業者名 合同会社H I T

代表者 望月 公成 ⑩

【事業所】

所在地 静岡市葵区羽鳥三丁目5-12 メゾンリメイラ 105号室

事業所名 訪問看護ステーションはとり

管理者 米沢 美和

静岡市指定 第2264290590号

医療番号 4290590

令和 年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】

私は以上の通り、重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 静岡市 _____

氏 名 _____ ⑩

署名代行者（家族または代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者の健康の保持増進、疾病の回復・悪化の防止、看取り等の援助を提供し、在宅療養が円滑に継続できるよう看護するために使用します。

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービス事業所、これから利用予定のあるサービス事業所、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

契約締結日から契約終了まで

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

令和 年 月 日

訪問看護ステーションはとり 宛

【利用者】

住 所 静岡市

氏 名 _____ ㊞

署名代行者（家族または代理人）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

【利用者の家族代表】

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

【個人情報の保護に関する取扱いについて】

訪問看護ステーションはとり（以下「事業所」と略します）では、利用者が安心して訪問看護を受けられるように、利用者の個人情報の取扱いには万全の体制で取り組んでおります。

●個人情報の事業所の方針

事業所では、個人情報の趣旨を尊重し、「個人情報管理規定」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理してまいります。

●個人情報の利用目的について

事業所では、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただくようにいたします。

●個人情報の訂正・利用停止について

事業所が保有している利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。訂正・利用停止においては、調査の上、対応いたします。

●個人情報の開示について

利用者の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。

なお、開示には所定の手数料がかかりますのでご了承ください。

●相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人における利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

●訪問看護ステーション内での利用

- ・利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・医療保険・介護保険請求等の事務
- ・会計・経理等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・看護サービスの質の向上（各種会議、研修等）
- ・その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

●他の事業所への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に関わる他の介護事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
- ・看護師等が指定訪問看護を行った際の診療情報等について ICT（情報通信機器）等を用いて医療・介護関係職種等と情報共有を行う。
また情報連携として、医療・介護関係職種等により記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う。
- ・家族等介護者への心身の状況説明
- ・医療保険・介護保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・その他業務委託

●その他上記以外の利用目的

- ・訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・学会等での発表（原則匿名で行い、匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

以上